

令和8年第9回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和8年9月29日（火）

午後2時

ところ 市役所新館3階 301、302会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) たつの市議会9月定例会一般質問について
- (2) はりま新宮小中一貫校について
- (3) 不登校・いじめについて

4 議事

報告第21号 工事請負契約に係る意見の申出について

議案第35号 たつの市教育委員会事務局職員の任免について

5 自由討議

- 6 次回教育委員会開催予定日 令和8年10月29日（木） 午後1時30分～
〃 開催場所 （新館3階 301、302会議室）
次々回教育委員会開催予定日 令和8年11月 日（ ） 午後 時 分～
〃 開催場所 （ ）

7 閉会宣言

令和８年第９回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和８年９月２９日（火）

午後２時

ところ 市役所新館３階３０１、３０２会議室

教育長

ただ今から、令和８年第９回たつの市教育委員会定例会を開会します。

それでは、会議録署名委員の指名を行います。

< 会議録署名委員の指名 >

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、（３）不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第９条第１項第７号の規定により、また、議事の議案第３５号「たつの市教育委員会事務局職員の任免について」は、同規則第９条第１項第１号の規定により、非公開にすることが適切であると思われます。賛成の方は挙手願います。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の３分の２以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、教育長諸報告に入ります。（１）たつの市議会９月定例会一般質問について報告します。

まず、三木浩一議員から、教育環境の整備について、教育条件整備に係る交流会でどのような要望があったのかというご質問でした。安全に係る緊急を要する要望については、体育館等へのエアコンの設置、校舎等の床面の改修、樹木の伐採等でした。ＰＴＡの奉仕作業でも樹木の伐採をしてくださっていますが、高く伸びた木などについては、教育委員会側で対応願いたいというものです。また、改築でなければ対応できないものとしては、小学校の教室背面の児童ロッカーの改修や手洗い場の増設、エレベーターの設置等であるとお答えしました。次に、修繕費等の増額を来年度予算に向けてどのように考えているかのご質問でした。令和７年度が３，０５７万５，０００円、令和８年度が５，０３０万８，０００円となっており、約２，０００万円増額しています。来年度に向けてですが、教職員や保護者からの要望を踏まえ、環境整備課による現地確認の上で必要な予算確保に努めていくこととしています。なお、児童生徒の安全確保のため、緊急を要し、現行予算で対応できない場合には補正予算による対応を考えているとお答えしました。次に、大規模修繕や学校建設などは、公共施設建設基金とは別の基金を設立して対応すべきではないかというご質問でした。平成２８年、平成２９年にも同様の質問をいただいているところですが、市としては、現在の公共施設整備基金で十分対応で

きるため、新たな基金の創設は考えていないとお答えしました。この件については、平行線が続いている状況です。

次に、山本直人議員から、テント式多目的ドームの整備についてのご質問でした。まずは建設費や維持管理費、利用方法などを調査研究してはどうか、更に国・県の補助金や民間企業と連携し、実現の可能性を検討してはどうかとのご質問でした。この1,500人収容規模のテント式多目的施設については、天候に左右されず、年間を通じて利用できる点が有用であるとお答えしたところです。今後についてですが、市民だけではなく、交流人口の増加や地域経済の波及効果を見込める施設として、施設利用を継続的に確保する多目的ドームの整備に係る提案を民間から募集するサウンディング調査の実施について検討するとお答えしました。この検討の中で、PFIをはじめとした官民連携による整備手法や国・県の補助制度、建設費や利用方法などの調査研究を進めたいと考えているところです。次に、災害時の一時避難・物資集積など、防災面での活用を含めた多目的施設として検討してはどうかというご質問でした。これに対しては、前回の市議会定例会でお答えしたとおり、将来の人口規模にあった施設保有量や財政負担の軽減を図るため、施設の機能集約を進めている「たつの市公共建築物再編実施計画」との整合がとりにくいことや、複数の大規模事業が本格化することによる厳しい財政状況から、将来の課題とさせていただきたいとお答えしました。

次に、赤木和雄議員から、小学校体育館へのエアコンの設置計画のほか、設置完了となるまでの対応についてのご質問でした。小学校体育館へのエアコンの設置については、まず、令和7年度に神岡小学校体育館に設置しました。今後の計画ですが、令和10年4月に開校するはりま新宮小中一貫校体育館に設置する予定であるほか、残る10校の小学校体育館には、令和9年度、10年度の2年間で5校ずつ設置する計画としていっています。それまでの間の避難所としての対応については、校舎内のエアコンが設置されている教室等を活用することをお答えしました。

次に、小松精二議員から、第1に子育て世帯の経済的な負担軽減のご質問でした。まず、小学校の給食費に係る交付金額についてでした。国において、少子化対策として学校給食の無償化に取り組む自治体と、未実施の団体との間で格差が生じていることが問題とされ、全国一律の制度とすべく議論が進んだ結果、令和8年度から学校給食費の保護者負担の軽減を図るため、公立小学校段階の学校給食に係る食材費の支援として、給食費負担軽減交付金が創設されました。基準額は1人当たり5,200円の11か月分と設定されており、1億9,573万8,400円を申請したところです。小学校の給食費は5,500円ですので、国の基準である5,200円を超えています。本市では基準額を超える部分について、保護者負担ではなく市費の負担としていることとお答えしました。次に、就学前の子ども給食費はいくらであるかというご質問でした。公立園においては、1号認定園児は月額4,500円、2号認定園児は月額5,000円としています。また、私立園においては、1号認定園児は月額4,000円から5,500円の範囲内、2号認定園児は月額5,000円から6,000

円の範囲内で、それぞれの園で設定されていることをお答えしました。次に、交付金の財源を3歳児から5歳児の給食費に充当してはどうかとのご質問でした。給食費負担軽減交付金は、小学校給食費の食材費に充当していますが、その交付金相当額については、幼児施設の給食に係る保護者負担軽減措置や、小中学校の給食費完全無償化のほか、幼児、児童、生徒にとって望ましい環境を確保する財源として、有効に活用しているところです。なお、3歳児から5歳児の給食に係る保護者の負担軽減措置としては、年収360万円未満の世帯等を対象とする副食費の減免や、物価高騰による食材費の高騰分の公費負担のほか、保護者からの要望による給食の主食の提供などを行っていることをお答えしました。第2に、揖保川グラウンドの改修についてのご質問で、外野フェンスを高くしたり、既存の外野フェンスに認定ホームランのラインを入れてはどうかとのことでした。揖保川グラウンドについては、主に市内中学校の野球部や社会人野球チームが試合や練習に使用しており、昨年度の利用者数は3,461人でした。フェンスの高さについては内野部分が6m、外野部分が4.2mとなっており、他の運動公園等と同様の高さであるものの、グラウンドが扇状を呈していないことから、左翼部、右翼部がやや狭くなっており、課題の一つであると認識しています。今後は利用者から意見を聴取するなど、高さについて調査するとともに、施設の老朽化を踏まえ、改修についても検討していくことをお答えしました。次に、人工芝を張ってはどうかとのご質問でした。人工芝を張ることについては、多額の費用を要するため難しい状況ですが、改修を検討する中で、付加価値として利用者の利便性を高める施設の設置なども考えたいということをお答えしました。

以上、大変長くなりましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委員 赤木議員のご質問に関することでお尋ねします。現在、各小学校の体育館が避難所になっていると思いますが、令和10年4月以降、新宮地域の避難所はどうなるのでしょうか。

事務局 閉校となった学校の体育館も、継続して避難所として活用する方向で検討しています。

委員 エアコンは整備されないのでしょうか。

事務局 学校施設ではなくなることもあり、エアコンは設置しません。しかしながら、校舎の普通教室などには既に設置していますので、それらの部屋を活用することも考えられます。

教育長 跡地の活用については、市の契約課が中心となって検討しているところです。はっきりとした活用方法が決まるまでは、閉校後も継続して避難所として活用することになろうかと思います。仮に避難指示があった場合に、西栗栖地域の方が一貫校の体育館に避難してもらうということにはなりません。閉校後も体育館という施設は残りますが、

	エアコンは設置しないという状況です。
委員	山本議員のテント式多目的ドームの件についてです。中国などではイベントで使われているようですが、台風で破損したり、事故もあったとニュースで報道されていました。安全面を考えると、長期的に運用することについてはリスクが大きいのではないかと思います。
事務局	現在、このようなドーム、ホールの建て方には3パターンあります。最も多く採用されているのが、躯体を四面立ち上げ、上部だけテントを張るパターンです。委員がおっしゃった中国で使用されているような大型ドームについては、日本では具体的な例がありません。新潟県内にある企業が、韓国の企業と連携して今後動き出そうとしている程度です。また、最も安価なものが、普通のテントを大型化したようなもので、唯一、和歌山県でそのような事例があります。しかしながら、これらについては耐用年数が課題であり、おおむね10年から15年で張り替えが必要となり、費用も高額となります。一般的な建物であれば35年、鉄筋であれば50年や60年は活用できますので、これらのことを考えると、市としてはなかなか難しいのではないかと考えているところです。
教育長	姫路市で大きなアリーナが建設されました。姫路市が発注者となり、民間企業の資金やノウハウを活用するPFIによるものだそうです。たつの市においては、市として施設を建設するのは難しい状況ですが、民間企業から建設の提案があれば相談には乗っていくことになるかと思います。 ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。 ご発言がないようですので、次に(2)はりま新宮小中一貫校について、事務局説明願います。
事務局	それでは資料をご覧ください。工事の進捗状況ですが、9月30日の予定で16.5%となっています。スポーツセンターの改修は100%完了しました。9月15日に工事検査が完了、9月17日に取扱説明を受け、9月18日に引き渡しとなりました。内覧会を2回開催し、1回目は9月16日、市長をはじめとする関係課長等にご覧いただきました。2回目は本日ですが、市議会議員、教育委員、開校準備委員会委員の皆様にご覧いただきました。本体工事についてですが、基礎工事を継続しているところです。全体の予定としては、順調に進んでいます。また、資料の左下に2基の大型クレーンの画像を掲載していますが、新宮小学校の子どもたちが命名した「未来クレーン」と「スーパーみつわっ子クレーン」になります。現場では、これらのクレーンが大活躍していますので紹介させていただきました。以上です。
委員	余談になりますが、みつわとはどのような意味なのでしょう。
事務局	新宮小学校の児童が愛称でみつわっ子と呼ばれており、校章のデザ

インである 3 つの輪に由来しているようです。

教育長

工事の影響でどうしても大きな音が出ると思いますが、新宮こども園の園児の活動に支障はでていませんか。

事務局

今のところ特に聞いていません。よく現場に行きますが、トラックは気を遣ってゆっくり走ってくれています。警備員も周囲をよく見えています。

教育長

朝の通学の時もトラックなどの工事車両は走っているのでしょうか。

事務局

できるだけ避けるようにはしていますが、やむを得ない部分もあります。学校の前には市の予算でガードマンを配置し、安全確保に留意しています。

教育長

本日スポーツセンターをご覧いただきましたが、10月1日供用開始となります。同時に、新宮小学校の放課後児童クラブもここで活動するようになります。

ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。

ご発言がないようですので、以上で教育長諸報告を終わります。

次に、議事に入ります。報告第21号「工事請負契約に係る意見の申出について」、事務局説明願います。

事務局

工事請負契約に係る意見の申出について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、別紙のとおり事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。意見の申出については、格別の意見はないものとしています。工事請負契約の詳細についてですが、人工芝多目的グラウンドの第2期整備工事になります。契約方法は一般競争入札で9月2日に実施しました。契約金額は2億7,903万3,220円、契約の相手方はたつの市揖保町の秋元建設株式会社です。本日開催された市議会の最終日に臨時提案させていただき、契約締結に承認いただきました。以上です。

教育長

資料に記載のとおり、来年3月18日に完成予定で4月1日供用開始の予定となっています。福祉文教常任委員会において、こけら落としに何か開催するのかなという質問がありましたので、今後検討していくところです。

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第21号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第21号は、原案のとおり承

認いたしました。

以上で、公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の審議 >

教育長

続いて、自由討議に入ります。何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

ないようですので、これで自由討議を終わります。

それでは、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

事務局

< 次回、次々回の開催日程の調整 >

以上で令和8年第9回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後3時17分終了

出席者

教育長

横山 一郎

委員

喜多 敦子

委員

瀬戸 陽三

委員

大西 由香里

委員

大西 章

教育管理部長

藪元 崇亘

教育事業部長

古本 寛

教育部参事（兼）すこやか給食課長

平岡 千加子

教育事業部参事（兼）歴史文化財課長

新宮 義哲

教育総務課長

岩田 昌喜

教育環境整備課長

武内 喜典

小中一貫校建設担当課長

山下 一志

学校教育課長

丸山 岳志

小中一貫教育推進課長

松尾 吉晃

幼児教育課長

黒田 一司

社会教育課長

安田 弓代

人権教育推進課長

津島 威彦

スポーツ推進課長

内海 基和

社会教育課専門員

喜多村 玲